

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、駒木委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和5年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第2号及び議案第12号ないし議案第19号の以上9件につきまして、理事者から説明願います。

○浅田子育て支援部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の9ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、保育所等給食原材料費支援費でございます。昨今の物価上昇による市内保育施設の給食原材料費等の負担を軽減するため、定員1人当たり5千円を支援するもので、予算額3千655万円、財源は全額、国庫支出金でございます。

次に、同じく3款2項1目の子育て世帯等多子加算給付金支給費でございます。同じく物価高騰への対策として、児童扶養手当受給世帯及び低所得で18歳までの児童を育てている世帯に対しては、国の制度で子育て世帯生活支援特別給付金が支給されておりますが、これ以外の子育て世帯においても生活への影響が大きいため、この給付金の対象とならない22歳までの児童等を扶養している世帯に対し、被扶養者1人当たり、第1子、第2子については5千円、第3子以降は1万円を支給するもので、予算額2億7千463万9千円、財源は全額、国庫支出金でございます。

以上が、子育て支援部所管の補正予算の概要でございます。

続いて、議案第12号から第17号までの6件につきまして、御説明申し上げます。

議案第12号、旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童支援員の資格要件である認定資格研修の受講期限について、国の放課後児童健全育成事業実施要綱において基準が示されたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第13号、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号、旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の以上5件につきましては、いずれもこども家庭庁設置法の施行に伴うもので、厚生労働大臣をこども家庭庁長官に改めるなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○品田学校教育部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書事項別明細書の11ページになります。10款1項3目教育指導費の教育指導費、補正額84万9千円であります。文部科学省のリーディングDXスクール事業実施のため、教育指導費の予算を増額しようとするものでございます。リーディングDXスクール事業は、1人1台のタ

ブレット端末と、クラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出、モデル化し、それを横展開していくというものでありますが、本市では、緑が丘中学校、緑が丘小学校、西御料地小学校及び緑新小学校の4校で実施する予定としております。

次に12ページ、10款2項小学校費、2目教育振興費、就学費用支援事業費、補正額1千630万2千円、同じく12ページの10款3項中学校費、2目教育振興費、就学費用支援事業費、補正額1千86万円であります。就学援助の認定基準を超えていることにより、小学生、中学生の就学に要する費用について、現在、全く援助を受けることができていない低所得世帯に対して、学校給食費の半額を支援し、経済的負担の軽減を図る事業を新たに実施しようとするものであり、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定しております。

次に、同じく12ページ、10款2項4目学校建設費、豊岡小学校増改築費、補正額8千100万円であります。労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライド条項を適用し、令和4年、5年度の2か年工事としている豊岡小学校増改築工事契約の契約額を見直し、適正な請負代金に変更しようというものでございます。

次に、歳入になります。5ページになります。17款2項1目総務費国庫補助金、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、就学費用支援事業費2千716万2千円を追加するというものであります。

次に6ページになります。17款2項7目教育費国庫補助金、15節リーディングDXスクール事業費補助金に84万9千円を計上いたします。

また、7ページになりますが、24款1項7目教育債、1節学校教育施設等整備事業債で、豊岡小学校増改築費分の6千70万円を追加するとともに、補正予算書3ページに戻りますが、第3表、地方債補正変更分といたしまして、学校教育施設等設備事業につき、限度額を引き上げようというものでございます。

次に、議案第18号、旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明いたします。本件は、いじめの重大事態の調査等を実施する、教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会の委員の報酬を月額7千700円から見直し、重大事態の再調査を実施する旭川市いじめ問題再調査委員会の委員の報酬と同額となる月額1万6千500円に改めようとするものでございます。なお、施行日につきましては、公布の日としております。

次に、議案第19号、旭川市いじめ防止対策推進条例の制定につきまして、提案理由を御説明いたします。本条例は、いじめの防止等のための基本理念や対策の基本となる事項を定めることにより、その対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守ることができ、かつ全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができる社会の実現に資するために制定しようとするものでございます。施行日につきましては、公布の日としております。

以上、よろしく願いいたします。

○佐藤社会教育部長 議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管につきまして御説明いたします。

補正予算書の12ページを御覧ください。10款教育費5項社会教育費6目大雪クリスタルホール費の大雪クリスタルホール補修費、補正額131万8千円につきましては、旭川市大雪クリスタ

ルホールの音楽堂で使用するグランドピアノ3台のうち1台について、老朽化のため弦が断線するおそれがあることから、今後も長期に安心して使用してもらえるよう、弦の全交換などに係る修繕費用の補正を行おうとするものでございます。

以上が、社会教育部の所管する補正予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。令和5年第2回定例会提出議案に関わる事項であります、永山西小学校(A)増改築工事について、永山西小学校(B)増改築工事について、永山西小学校増改築衛生設備工事について、明星中学校耐震改修工事について、こどもの安心安全対策補助金等の繰越明許費繰越しについて、以上5件につきまして、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 議案第43号から第46号までの契約の締結4件につきまして、総務常任委員会の所管事項ではありますが、学校教育部に関わりがございましたので、御説明いたします。

議案第43号、永山西小学校(A)増改築工事、議案第44号、永山西小学校(B)増改築工事、議案第45号、永山西小学校増改築衛生設備工事につきましては、当該校の老朽化した校舎及び屋内運動場を増改築することで、子どもたちの教育環境の改善を図るというものであり、議案にお示しした内容で契約を締結しようというものでございます。なお、工期はいずれも令和7年3月7日までであり、令和7年8月の新学期からの供用開始を予定しているところであります。

続きまして、議案第46号、明星中学校耐震改修工事につきましては、耐震性が不足している校舎の耐震化を行うことで、子どもたちの安心、安全な教育環境の整備を図るというものであり、議案にお示しした内容で契約を締結しようというものでございます。工期は令和6年12月6日までを予定しているところであります。

次に、報告第2号、令和4年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてのうち、学校教育部所管分につきまして御説明いたします。いずれの事業も完了は令和5年度となりますことから、議案別紙、令和4年度旭川市一般会計繰越明許費繰越し計算書にお示しをしております10款2項、事業名、給食施設整備費、学校感染症対策支援費、学校施設大規模改修費、学校施設大規模改造費、千代田小学校増改築費、豊岡小学校増改築費、永山西小学校増改築費及び10款3項、事業名、学校感染症対策支援費、学校施設大規模改修費、学校施設大規模改造費につきましては、繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に御報告を申し上げるものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○浅田子育て支援部長 報告第2号、令和4年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、子育て支援部所管に係る事項について御説明申し上げます。

繰越し計算書を御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費のこどもの安心安全対策補助金でございますが、送迎用バスの安全装置及び登園管理システム等を導入するに当たり、納入に時間を要し、令和4年度中に事業を完了できなかったことから、期限を延長するため、1千412万円について、このたび繰越しを行ったことを報告するものでございます。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費の出産・子育て応援推進費でございますが、令和4年度の支給対象者の申請期限を令和5年8月31日まで延長するため、7千470万6千474円について、このたび繰越しを行ったことを報告するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、新型コロナウイルス感染症による修学旅行等キャンセル料についてを議題といたします。この件につきまして、江川委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○江川委員 おはようございます。ちょっと軽く、初々しく行こうかなと思っています。

まず、この課題に関して言うと、私の課題認識としては、新型コロナウイルス感染症というのが、学校の行事とかにはすごく影響を及ぼしていました。5類になったからといって、じゃそれで影響がなくなったかっていうと、そうではないと思うんですよね。あわせて、市民への物価高とかの影響がある中で、改めて、本当に戻しちゃっていいのか、そして、新たに改善していく必要がないのかっていうところに、私の中では課題意識があります。

ちょっといろいろと考えたんですけど、まず、一番最初に、校外学習について伺おうかなと思います。遠足とか、宿泊研修とか、修学旅行とか、いろいろな学校外に出るものを校外学習というふうに言っているかと思うんですけれども、一般的に、いわゆる教育旅行というふうに観光業界とかでは言うんですね。このことに関して、学校にとってはどういう位置づけなのかをまずお聞かせください。

○山本学校教育部学務課長 遠足や集団宿泊行事など、学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置づけられているもので、自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や、公衆道徳などについての体験を積むことができるようにするためのものでありまして、各学校において、学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮しながら、指導計画等を作成して実施しているところでございます。

○江川委員 つまり、学習の一環としてあるので、子どもたちの楽しみの一環ではあるんですけれども、学習の一環なので、指導計画も立てるよっていうことですね。もう、本当に先生方は大変なんだらうなというふうに、うちも夫が教員なので、終わった後、倒れるぐらいに、大分大変そうだなと思って見ているところなんですけれども、そういったところで5類に移行しました。

修学旅行は、今年は、コロナウイルスの制限がない中での学習活動になっていたかと思うんですけれども、その中でちょっとまず、感染症の状況について、現状認識を伺いたいと思います。5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、感染症法においては5類に移行しました。大きく変わったなという印象があんまりないんですよね。行動制限がなくなったっていうのは、少しずつ行動制限が緩まってきた中なので、そんなに大きな影響はないなっていう印象があるんです。マスクぐらいでしょうかね。

それで、感染が確認された児童生徒及び同居家族等が感染した場合など、いわゆる児童生徒が濃厚接触っていうふうになった場合なんかの5類移行前と後の学校における出席停止の取扱いの違いを確認させてください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 初めに、5類移行前では、児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、症状があるときは発症日、症状がないときは、検体採取日の翌日から7日間、出席停止となり、同居家族等が感染し、濃厚接触者となったり、感染者との接触状況からリストアップによる感染の可能性がある児童生徒となった場合は、感染者との最終接触日の翌日から、基本的に5日間、出席停止となっております。5類移行後の5月8日以降では、児童生徒が感染した場合、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準に出席停止とすることになりましたが、これまでの濃厚接触者の取扱いについては、5月8日以降、その特定は行われなことから、同居している家族の感染が確認された児童生徒等であっても、児童生徒自身の感染が確認されていないものについては、直ちに出席停止の対象とする必要はないとされたところでございます。

○江川委員 もともと、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでっていう、体調が悪い子はしっかり休もうねっていうのが一般的な話かなと思うので、そういったところであったのかなっていうところが、5月8日以降というのは、基本的に濃厚接触者っていうようなくくりとか、発症者というくくりもあんまり分からないので、それぞれの御家庭に任されているっていうのが現状のかなあといいところですね。これが例えば、熱が出ているよ、というのであれば、症状を緩和させるために病院にかかったりするのである程度分かるんですけども、なかなか病院に行くような症状じゃないものに関しては、皆さん、ちょっとのどが痛いとかせきが出るなどかっていう程度で、随分長いなと思って行ってみたら、あらっていうときがあったりっていうのを聞いています。

例えばなんですけど、学校行事に関して5類変更前と変更後の対応の違いっていうのをお示しください。

○山本学校教育部学務課長 まず、変更前についてでございますけれども、令和2年度から4年度にかけて、スキー学校と職場体験学習のバス代、修学旅行と宿泊研修の費用について、新型コロナウイルス感染症の影響で中止等となった場合のキャンセル料を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、公費で負担しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、対応を行っていないところでございます。

○江川委員 とても明るくお答えいただきありがとうございます。

スキー学校と職場体験学習のバス代、それから、修学旅行、宿泊研修の費用、ここの部分で、感染症の影響で中止とか、いわゆる延期のときは、キャンセル料が発生しないから大丈夫だったよっていう話だと思うんですね。感染症法上の位置づけの変更の後には、対応していない。とても明るく、ありがとうございますって感じですね。これは特に、やっぱり宿泊研修とか、修学旅行とか、いわゆる費用がややかかるもの、遠足とかのバス代とかっていうのもかかってはいるし、影響はあるんですけども、それよりもやっぱり宿泊を伴うものっていうのは、ある一定の金額が負担になってくる。そして、いきなり、現金で払ってくださいね、来週までとかっていう、振込用紙をもらって突然1週間後に振り込むっていうようなことが多いので、準備はしているんですけどね、何かその

辺りのところを考えたときに、やっぱり、どのような感じだったのかなっていうのを確認しておきたいと思います。

特に、教育旅行に関して、昨年度まで新型コロナウイルスに関わっての欠席ってどういう対応を行っていましたでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 令和2年度から4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行や宿泊研修をキャンセルした場合、保護者負担軽減のため、先ほどの答弁で御説明いたしました国の交付金を財源として、キャンセル料を公費で負担しているところでございます。

○江川委員 保護者負担軽減のためっていうことなんですね。5類になったので、保護者負担は軽減しなくて大丈夫なんですっていうふうに言っていたわけではないのは分かるんですけど、そういうふうにも一瞬間こえるんですよ。なぜ、保護者負担の軽減のためにキャンセル料というのを公費負担していたのか、そして、その保護者負担を軽減しなくても、現状はもう大丈夫だっていうふうに思っていたらいいのか、そういったところの考えをお聞かせください。

○山本学校教育部学務課長 新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行等が中止になった場合のキャンセル料の公費負担につきましては、令和2年度の文部科学省の補正予算において、学校の一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行の中止や延期に係る追加的費用についての保護者の経済的負担軽減を図るため、学校設置者が負担した場合の経費を補助する旨、示されたことを受けまして、学校設置者としての特別な対応として行ったものでございまして、この補正予算の成立以前や成立以後も、新型コロナウイルス感染症以外の理由での中止の際のキャンセル料については、本人の御負担をいただいているところでございます。

○江川委員 これ、答弁している内容がやや分かりにくいので、簡単に言うと、保護者負担軽減のために旭川市が政策をつくって、皆さんのために負担していたんですよ、そこに対しては交付金をもらっていたので、せっかくなので出していましたよっていう説明だと思うんですね。だから、学校設置者としての特別な対応ができたんだ、そして、していたんだと。これはもう本当に、旭川市ありがとうって言うてくれっていう話ですね。

要するに、保護者の感覚からすると、あれ、去年まであったのに、今年はなしですかっていう感覚がやっぱりちらちらと聞こえてくるんですよ。何か今年はやっぱり、払ったまんま何も戻ってこないから、せっかく子どもだって楽しみにしていて、そして行けなかったっていうこと自体がとっても悲しいことなのに、さらに親からするともう一つ悲しい目に遭うと。だからこそ、最終日だけでもと思って、大分遠いところまで車を走らせて、そこから乗せたと。そこから、帰りの分だけバスに乗って帰ってくるっていうようなことも実際起きたというふうに聞いているんですね。

例えば、令和4年度、対応を行った人数というのは延べ人数で何人でしょうかね。小学校、中学校それぞれお示してください。

○山本学校教育部学務課長 令和4年度にキャンセル料を負担したというか、対応を行った実績についてでございますけれども、小学校においては、学級閉鎖による実施の延期によるものが1校、102人、出席停止による不参加によるものが15校で26人、合計128人となっており、キャンセル料の合計は23万8千593円となっております。中学校におきましては、学級閉鎖による実施の延期によるものが3校で394人、出席停止による不参加によるものが16校で54人、合

計448人となっており、キャンセル料の合計は138万1千826円となっているところでございます。

○江川委員 金額としては、小学校が23万8千593円、それから、中学校のほうが138万1千826円ということで、金額としては、そこそこの金額なのかなということなのですが、逆に言うと、それだけこれまでは保護者負担をしていた、そして、子どもたちも休んでしまったってところで、せめて戻ってきたお金でおいしい御飯を食べて、少し気持ちを紛らわせようとか、そういうことすらなかったってことです。しょうがないよねっていうのは気持ちは分かるんですけども、一方で、ホテルとか、それから食事をするようなところは、これだけフードロスとかいろんなことが言われている中で、恐らく、団体旅行であっても人数調整すると思うんですね、当日、前日。当日のキャンセル料は、確かに100%もらいますっていうところが多いとは思いますが、食材とか準備していますから。けれども、ある一定の数は、やっぱりコロナの場合は、もう停止期間に入るっていうのが分かる子っていうのがあると思うので、その場合は対応ができるんじゃないかと思うわけです。これはもう本当にこのことに限らずなんですけれども、教育旅行とかそういうもののキャンセル料の在り方っていうのを改めて考えていく、団体旅行もそうだと思うんですけど、ホテルは前日までだったら8割ぐらいまでで20%返ってくるよとか、そういったことがあると思うので、そういったところの部分だけでも少し今後考えていってほしいというふうに思っています。

例えば、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症で学級閉鎖となった数って、小学校、中学校で幾つあるのか、そして、その学年というのを併せてお示しください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 5月8日以降、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖の状況につきましては、昨日時点で小学校が1校、1学級、中学校で2校、2学級となっており、小学校は5年生、中学校は1年生と3年生の学級となっております。

○江川委員 では、そのうち教育旅行の参加に影響があった人数って分かりますでしょうか。

○山本学校教育部学務課長 本年度、5月末までに修学旅行等を実施した学校のうち、新型コロナウイルス感染症による欠席者がいた学校は、中学校で2校ございまして、同感染症による欠席者は、合計21名となっているところでございます。

○江川委員 まだ、続いていますかね。小学校とかがこれから修学旅行なのかな。そういったところで考えると、特に修学旅行とか宿泊研修というのは、ある意味では限られた形になってくると思うんですよね。その金額の多いところだけでも少し考えていってほしいなというふうなところなんです。

そういったときにどういう対応をしたのか、お示しください。

○山本学校教育部学務課長 新型コロナウイルス感染症により修学旅行を欠席した事例につきましては、いずれも、同感染症の位置づけが5類に移行した後のことでございますので、キャンセル料の公費負担等を行っていないところでございます。

○江川委員 しょうがないとはいえ、すごい明るくお答えいただいて、本当にありがとうございますって感じです。

新型コロナウイルス感染症っていう一つの特定の事象がこの2～3年あって、その中で大きく、教育の中でも、これは取り入れていくべきところだねと、例えば、これまで何でやっていたのかわかっていうところをみんなが改めて考える機会があったと思うんです。その中で、ダウンサイジング

というか、教育の中でも効率性を求めて、ここの部分だけ絶対に残さなきゃいけない部分だよねっという議論が、それぞれ忙しい中でも行われていた中で、そこを度外視して、そのまま全て100%元に戻すよっていうのは少々乱暴なのではないかなと、正直、思っているところです。

最後にちょっとお伺いしたいなと思うんですけど、新型コロナウイルス感染症等、特にこの部分について、教育旅行のキャンセル料とかに関して今後どのように考えていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○品田学校教育部長 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更になったということで、学校保健安全法施行規則においてもインフルエンザと同様の扱いということになったことから、これまでのような特別な対応を行う根拠がなくなったということ、また、国の財源も、措置という形では明示されなくなったということでございます。そういったことから、他の疾病と同様に自己負担をいただくという、令和2年度の文部科学省の補正予算成立以前の取扱いの状況に戻したということでございます。

今後の考え方ということでありますけれども、こういった部分についてのキャンセル料、多分コロナに限らず、いろいろな流行の疾病等があると思うんですけれども、そういったことに関わりましても、公費負担等は難しいことであるということを考えているところでございます。

○江川委員 公費の負担は難しいっていう答えだと思うので、今後、教育旅行も含めてそうだと思いますが、例えば、個人で旅行に行くときに、3日前までに、ちょっとコロナにかかってしまったから難しいとか、行けない事情が何か起きたときに、例えばホテルであったり、飲食店であったり、そういったところは特定のキャンセル料に合わせて金額を戻すっていうような考え方があると思います。団体旅行に関しては、払い込んだ後、一定の期間を経過するとキャンセル料を戻しませんよっていうところもあれば、戻しますよっていう旅行会社もあると思うんですよね。ですので、そういったところを学校現場の中でもぜひ考えてやってほしいということを申し上げまして、私の質疑は終わらせていただきます。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、生理用品の小中学校への配置についてを議題といたします。この件につきまして、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○中村みなこ委員 では、よろしく願いいたします。

私のほうからは、生理用品の配備についてということで、今年度から市内の小中学校に生理用品が配備されることになりました。この発端は、コロナ禍における生理の貧困問題、これがクローズアップされて、市民から要望がたくさん上がった上で、その末の実現だと思っております。もう既に、多くの保護者から、子どもたちからも喜びの声が聞かれて、届いているところなんです。その件で幾つか質問させていただきます。

予算要求から、株式会社ツルハさんからの寄附、そして学校への通知など、生理用品の配備に至るまでの経過等をお伺いいたします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 生理用品の配備までの経過等でございますが、令和5年度の予算編成の中で、市長から、小中学校トイレへの生理用品の配備を検討するよう指示があり、旭川市教育委員会では、これに必要な予算要求をしたところでございます。その後、2月中旬に、株式会社ツルハ様からこの事業に対する支援についての意向が示され、当方から、事業目的、必要数量等をお伝えしたところ、その趣旨に賛同する旨の意向が先方から伝えられ、その後も継続して調整を行ってまいりました。4月上旬には、当方が1年間に必要と推計した数量、全量をいただける旨の正式な回答を受け、5月中旬には、その全量を受納いたしまして、5月中に各学校への配付を完了いたしました。

各学校への通知であります。事業の実施について伝える内容を4月上旬に、用品の受け取り等を依頼する文書を5月上旬に発出してございます。

○中村みなこ委員 ツルハからの寄附ということで、大変ありがたいお話だったなと思います。ですが、令和5年度からの実施ということで進んでいたのかなと思うので、6月スタートになったというのは遅いのではないかと思います。てっきり年度当初から始まると思っていたのに、いつからってという声もあったんですね。寄附となったから配備が遅れたのか、寄附がなかった場合でも6月スタートだったのか、教えてください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 今回の配備につきましては、4月上旬に、本市が必要とする数量、全量が寄附されることが判明したため、これを当初から活用して行うことと決めたもので、寄附に関する一連の手続が完了し、その後の6月1日以降に各学校で配備することとしたところでございます。

寄附のお話がなかった場合のスタート時期、期限についてでございますが、その場合、市教委が生理用品等の購入予算を各学校へ配当し、各学校においてこれを購入し、準備のできた学校から順次開始していくことを想定していたところでございます。しかしながら、年度初めの繁忙時期で、また、各種学校行事等が予定される学校において、本事業による必要物品の選定や購入手続、あるいは、トイレの衛生管理や物品の補充方法等の新たなルールづくりを行う必要性などを考慮しますと、期限は想定しておりませんでした。相当の期間を要する学校もあると考えられ、寄附をいただいたことによって配備が遅れたということはないものと考えてございます。

○中村みなこ委員 既に独自でこの生理用品の配備を進めていた学校もあつたり、研修を積んでいた養護教諭がいてスムーズにスタートできたという学校もある一方で、何せ初めての取組なので、ある程度の準備期間が必要だったということで、特に遅れたわけではないと理解いたします。

次です。今回、寄附していただいた生理用品は、各学校で一時保管場所である旧千代ヶ岡小学校に取りに行くこととか、校内にて、段ボール数箱の保管場所の確保など、学校現場にとって負担となったと聞いております。今後、これらの現場の負担軽減の工夫、同じような寄附があつた場合などですね、例えば、ツルハは市内中、お店がたくさんありますので、寄付相当分を最寄りの店舗に取りに行くとか、引換券とかで必要な分だけその都度取りに行くとか、そのような工夫はできないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 今回の寄附の受納に際しまして、先方の事務的な負担ができるだけ小さくなるよう配慮いたしまして、1回で全量を受け取ることにいたしました。結果的に、段ボールで389箱を一度に受け取ることとなりましたが、これをしっかり保管し、各学校の該当児童生徒数に応じた数量に仕分をする作業等が可能な場所として、旧千代ヶ岡小学校を選定したところ

です。その結果、各学校には、遠くまで取りに来てもらうことになり、負担となったことは認識してございますが、寄附者の思いや、これによって多くの予算が留保できることなどによりまして、理解を求めてまいりたいと考えてございます。

○中村みなこ委員 それでは、今後の見通しについてですが、学校での生理用品配備は、寄附の有無にかかわらず、継続する予定でしょうか。また、寄附は継続されるのでしょうか、教えてください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本事業につきましては、教育委員会といたしましても、継続しての実施が必要と考えておりますことから、予算確保に努めてまいりますし、来年度以降の寄附については、継続していただけるよう依頼をしてみたいと考えております。

○中村みなこ委員 継続ということで、よかったなと思っております。

今年度、ツルハからの寄附となったので、生理用品購入の費用、予算が浮いたわけですが、その予算はどうなるのか、お伺いいたします。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本事業は、今年度からの事業でありますので、必要数量等がはっきりと分からないことから、今後、各学校の使用状況なども把握しながら、量的に不足するようであれば、市費を使って生理用品を購入することも考えております。

○中村みなこ委員 不足分を購入するということですが、それにしてもかなり余ると思うんですね。今、生理用品は本当にたくさん、いろんな種類が販売されているんですが、学校でも何種類か用意したいという声が養護教諭のほうから上がっています。子どもたちは、なかなかふだんいろんな種類を試す、そういう機会がないんです。なので、自分の状態に合った生理用品があるとか、それを使ってみるとか、今回の生理用品の配備はそういう機会にしていけるんじゃないかと思うんです。予算があるなら、寄附とは別に、違う種類を購入して配備するというようにしてはいかがでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 トイレに生理用品を配備することは、経済的理由で準備できない場合はもとより、急遽、必要になった場合等も含めて、全ての児童生徒が心身の健康を維持し、安心して学校生活を送ることができる環境整備の一環として行っておりまして、今回、その趣旨等に賛同し、多くの生理用品を御寄附していただきまして、事業を進めておりますことから、まずは、寄附をしていただいた物品を大切に使い切りたいと考えてございます。

○中村みなこ委員 寄附分だけでかなりの量があるということで、まずはそれを使い切るということですね。ですが、今まさに、今までタブー視されがちだった生理への理解を深めていくいい機会というか、そういうスタートの時期だと思っております。性教育の充実を図りながら、女性にとって命の尊厳でもある生理の理解や、自分の体を大切にするという気持ちを育んでいくためにもより充実した配備を目指していただきたいと思います。まだ、スタートしたばかりの事業ですので、その都度出てくる課題などを把握して、その都度対応しながら進められると思います。子どもたちが安心して利用できる環境づくりをお願いいたします。そして、この事業がほかの公共施設に広がったり、どこのトイレにもトイレットペーパーのように生理用品が設置されている旭川になっていければいいなと思っております。

以上で質疑を終わります。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

○横山委員 通告はしていないんですけれども、今の市教委からの答弁を聞いていて、ちょっと確認したいことが何点かあるんですけども、生理用品を、各学校は保管されている旧千代ヶ岡小へ学校のほうから取りに行っているということで間違いはないですか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 委員のお話のとおりでございます。

○横山委員 そうすると、学校の職員の誰かが取りに行っているということになりますよね。学校には公用車がありませんから、市の公用車を借りたってというような実態があったのか。でなければ、公用車使用申請をしている教職員の誰かの車を使ったというふうに考えてよろしいですか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 今、委員のおっしゃるように、自家用車の公用申請登録をされている教職員のどなたかが取りに行っていたものと考えてございます。

○横山委員 そうすると、恐らく公用車使用の要綱では、距離数に応じて車賃を払うことになっているはずなんですよ、変わってなければですが。私の認識が間違っていなければ。それについては、支払われているかどうかはわかりますか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 今、その確認を全くできているわけではありませんが、基本的には支払われるものと考えます。

○横山委員 ちょっとこれは、実際に支払われているかどうか、今、答えられなければ確認をしていただきたいので、お願いします。

実は、公用車使用を認めたときから、車賃が払われるっていうことになっているんですが、実際には一銭も払われていないんですよ。過去、少なくとも私が知っている限りは払われていないと思いますので、払っているのであれば、そこは私の認識が間違っていたということなので、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、5、その他の常任委員会の活性化についてを議題といたします。

6月6日に開催された正副委員長会議において、本日お配りした正副委員長会議確認事項及び別紙8、常任委員会の活性化について説明を受けたところであります。趣旨としては、議会基本条例第14条において、政策提案、政策提言について規定されており、令和5年議会運営の評価及び検証において、外部検証者からも、政策提案・提言を通して、市政の課題の改善により積極的に取り組むことが重要である等の検証結果の報告を受けており、委員会としても、市民や関係団体の意見や、行政視察の調査結果などが政策提案・提言に結びつくような運営をしていこうというものです。正副委員長としても、市政の課題の改善に向けて積極的に政策提案・提言を行っていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

また、正副委員長会議確認事項の6に記載のとおり、市民団体との懇談については、意見交換の実績がない団体などとの実施に向けて、議会からアプローチするなど、幅広い層から意見を聞くことができるような取組を期待したいとの検証結果の報告を受けており、委員会としても積極的に意見交換の場を設けたいと思いますので、委員の皆さんにおかれましては、懇談を希望する団体や意

見を聞きたい団体等がありましたら、お知らせいただきますようお願いいたします。

なお、本日お配りしました正副委員長会議確認事項については、委員会の統一的な運営を図るための確認事項ですので、御一読の上、御承知おき願います。

この件について、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時52分